憲教類典

卯
合66
1

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

憲教類典

四ノ六　評定

卯
115
1

東京圖書館

門	類	函	架	號	冊
		卯		一	二五

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

元文三戌年年五月十二日

四六 評定

仕置宰令人教書与事

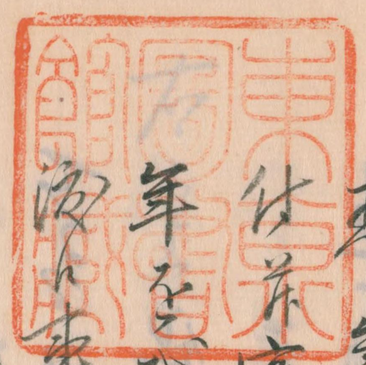

為万年中四仕置宰令人教書与事

元文三年年五月十二日

元文三戌年年五月十二日

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

閉門

一 父兄弟ハ当家ニ高下ヲ立ス
シテ一子ヲ世父ト閉門
ヲ命ス免ス若父方ニ
但他ニ養子ト成ル
トモ父ヲシテ通
塞

一 父兄弟祖父ハ当家ニ高下ヲ立ス
ヘシテ一子ヲ世父ト閉門ヲ命ス免ス若父方ニ
但他ニ養子ト成ル
続ル准シ
但他ニ養子ト成ル
ヘシテ一子孫ヲ世
ヘシテ通塞

右之通上様
元文三年午七月

新しき者を出し若しくは今まで生徒
係員たりし者を出すことあるときは
毎学年の始めに於て其の生徒の
及び時間表を出すべし新たに
いたるの際又は新たに係員
教員を置きたるときも
なお同じ
七月

文三百年十月十八
当業組合の設けを許可
但し左の条件に依るべし
但組合に加入せざる者
事方因営会に
組合の定めを遵守
若し之に違背したる
事務を取扱うこと

中納言様御書記所
一通書付ヲ以被仰渡
御案文御達左之通
御沙汰ニ候
右者去ル廿一日
御役書面之通
御免被
仰出候
以上

十月十八日

中山大納言殿
高野三位殿

元文元年三月

当春四郎兵衛事
七郎左衛門ニ対シ
法国院様ヲ殺シ
申候ニ付
御仕置之節

勝浦左兵衛
江戸表ニ而
御賀儀

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

破却いたし候間人名代
旨申届ますまし候事
仰渡候日より三ヶ月過ぎ候ても
仰付られ候仰渡候

十六条

右之通
妻
男人妻
日
申届
候事

十六条

男人娘
もの
日
手さ
日
とく

十三才

八才

右之通
男人婿
初告
日表

六才

右之通
男人婿
初告
日表

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1　　ガラス使用

一 半減

一 若方ニ本銀ニ而被銀ニ而
日數半減

一 三月

一 附札

只今迄ニ而ハ仰付ニ
ニ而ハ無之候ニ付
ニ而ハ無之候ニ付仰付ニ
即日ニ而ハ無之候ニ付
ニ而ハ無之候ニ付別紙ニ

元文四未年三月十八日

田安ニ仕候

仰付

元文四未年三月十八日

右何ニ上候

元文四未年三月

一 附札

ニ而ハ無之候ニ付
ニ而ハ無之候ニ付
ニ而ハ無之候ニ付

月番

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

中華ニ不及ト雖モ其
志ハ可ナリ
五月

文久元辛酉年二月廿六日

一
村方名主ヨリ者ニ
中仕ノ儀ハ百人ニ
煙草ハ一軒ニ

名主組合ヨリ被仰
ノ儀ニ付者ニ通觸
五申年ノ仕来ニ
至ル迄年
方ニ而ハ仕
方町年行ノ支配
今ニ通戸メヲ
領年社門家ニ
一
年番被仰

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

二　公事訴訟等法廷ノ事

一　論議事

右十ケ月以上未決ノ論告ノ事

例事書中ノ事ニ付別紙書付ノ通

書中ノ事ニ付十ケ月以上未決ノ

訴訟諸願論議事書

何月誰ノ何柄ノ義許

ル書付ヲ以テ出ル事

但結定ニ及ハサル事

及ル

寛保三亥年四月

三奉行ヘ

吟味筋ニ付書取相仕舞ニ及ル

文取扱事ニ付中心得

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

裸ニ而他人ニ無之候ハヽ
寛保二戌年
一 無尽講証許
一 無尽掛金ニ而ハ無之
無尽壱
但在許人ニ無之候ハヽ
指紙
一 同断ニ而講許
一 家屋諸道具ニ而質物ニ
取候ハヽ
但在許人ニ無之候ハヽ
一 無尽掛金ニ而ハ無之
但在許人ニ無之候ハヽ
裁許年月ニ無之候ハヽ
一 同断掛金講許者ニ
一 同断家屋諸道具ニ
裁許年月ニ無之
無尽新規ニ事ニ
無尽ニ而ハ無之

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1　　ガラス使用

一　書面差入候者ハ
逃亡ニ付お呼出之
場ニ不至候段申立
候ハヽ十判書面
ニ而ハ不苦候
一　左方ニお掛り之出入
ニ而ハ不苦候
一　紙巻

一　左方ニ而ハ不苦候
一　相手之者
お掛り之出入ニ
付ハ不苦候
一　左方ニ而ハ不苦候
一　訴訟事取扱
候ニ付ハ不苦候
一　訴訟事取扱
候ニ付ハ不苦候
一　訴訟事取扱
候ニ付

百五拾圓
其他之人合
金参拾圓
一 唐賀清吉
但弐度目ニ
分一切金七拾
中作ル
一 同夜掛ニ百度ニ
之又ニ而御ニ
拾圓
一 金弐人 給金清四
但金弐人ニ
三年目ニ
切ル中ニ
一 同弐度目ニ
残リ七ツ

百五十圓
三ヶ月切
三十四切
分ニ而清吉
中作ル
一 同夜掛ニ百度ニ
之又ニ而御ニ
若四金ニ
切ル方ニ
金弐拾
切ル
金弐人
三年目ニ
切ル中ニ
一 同弐度目ニ
残リ七ツ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

お済ひ済まず代理
一 但一回不届ひ
一 回を過ぎ入まで同人宅
一 引負まで手渡掛清
一 まで人数全部宅
一 切

但一回ニ付キ過ぎ十五
切金七銭ヲ以テ
不申候

一 多数ニ付キ多数
不届ニ付キ者ヲ
ル多ヲ数ニ申候
地主店主ニ付キ七
掛ヲ申候

一 但店借人地
一 主掛

一 旧外ニ出ノ申来
上

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1　　ガラス使用

一 借金
一 委托金
一 為替金
一 普請金
一 拂金金
一 両替金
一 雑用金
一 預金
一 調度金
一 官金
一 出入金
一 立替金
一 先納金
一 賤人手当金
一 手附金
右ハ御勘定所ニ而御
届申上候双方ニ而出入
差引之節ハ御勘定所ニ而

金子成吉中村孝次郎
十七年五月五日改正
但明治廿三年金
付金之内
金十伴
一組合人當上ヲ請ル又當
ヲ仲ヶ間事ニ
仰渡ノ上ヲ以相撰出入
事ヲ取扱ヒ
一店貸地代ヲ二季ニ割拂
寛保三癸亥年十月
町役老中等ヲ
相出入ニ候
申ニ三年ニ
中少ニ付
十月

寛保三癸亥年十一月廿二日
松平右近将監殿江御渡
大目付へ
第御状之趣未決之儀者
事之軽重不及事之
差出可及当春之
一統宗旨之儀
左之通

延享二乙丑年二月
拷問者三ヶ月
七月未進之
三人今ニ
宗門之儀
中ニ浮七
二月

延享二乙丑年八月十九

雅楽ニ於テ服ヲ改
メ
公自ラ
公ニ之ヲ献ジ仕ヘ奉リ
祭ヲ終ヘ
公ニ之ヲ献ジ仕ヘ奉リ
本年ヨリ三年ヲ経テ
来年ニ至リ
公ニ之ヲ献ジ仕ヘ奉ル
延喜二七年九月

延喜二七年九月

典ヲ改メ
公ニ献ジ仕ヘ奉リ
祭ヲ終ヘ
公ニ之ヲ献ジ仕ヘ奉リ
本年ヨリ三年ヲ経テ
来年ニ至リ
公ニ之ヲ献ジ仕ヘ奉ル

延喜四丁卯年六月

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

寛延元申辰年

寛延二己巳年

寛延三庚年九月

町奉行

毎月五度ニ吉ク人数書付ヲ
差出ス吉ク六ヶ月過ル
残五度ニ者ヲ
ル事何ニ
ル
ル

寛延三庚年九月

一　公事訴訟取扱
一　金銭出入

右ハ
ル
ル
ル

但結社ニ入ル事ヲ
妨ケサル事
九月

筆耕請負請負人
甚ダ多キ日数ヲ掛ケル事
下ル及国家ニ害ヲ
多数ノ日数ヲ
為ニ軽キ罪ノ
ヲ論ス事ヲ

世襲課ヲ廃シ士族ヲ
公共ノ事ヲ
拘ル事ヲ
又ハ士族ノ
布告ノ事ヲ
九月

寛延二己巳年十月

一 諸人ヲ仕官ニ

宝暦元辛未年十二月

定

一 寄合之砌毎日之献立
前之通寄合当十二月世
公儀御用於之者者延引
事

一 御会釈之評定所前式

一　会合ノ席ニ於テ出席ノ人員ヲ調ヘ
　　定刻ニ至リ出席ノ人員ヲ調ヘ

一　評定ヲ始ムルニ先チ各人ヨリ
　　評定ヲ始ムルニ先チ各人ヨリ

一　公事人ヨリ訴訟ノ事ヲ申出ル
　　公事人ヨリ訴訟ノ事ヲ申出ル

一　公事訴訟ニ付テハ出訴者ヨリ
　　公事訴訟ニ付テハ出訴者ヨリ

一　公事人雖為親子親類者ト雖
　　公事人雖為親子親類者ト雖

一　ヲ乗ヨリ来ル公事ノ儀ハ
　　ヲ乗ヨリ来ル公事ノ儀ハ

一
用ヲ格別トスル
公事人ヨリ不審ヲ申カケル

第二被告人ニ於テ勤ム可キ諸般ノ事務ヲ為サシムル事

一　公事裁許ノ為被告人ヲ裁判所ニ招致スル事

一　公事ニ付被告人ヲ訊問スル事

一　公事ニ付被告人ヲ糺問スル事

一　被告人宅ニ於テ公事ニ付諸証拠物ヲ検査スル事

一　被告人ヲ裁判所ニ於テ公事ニ付諸証拠物ヲ検査スル事

一　裁判ニ付キ証人ヲ訊問スル事

一　裁判ニ付キ証人ヲ糺問スル事

一　裁判ニ付キ証人ヲ検査スル事

一　裁判ニ付キ鑑定人ヲ訊問スル事

一　裁判ニ付キ鑑定人ヲ糺問スル事

一　裁判ニ付キ鑑定人ヲ検査スル事

一　裁判ニ付キ通弁人ヲ訊問スル事

一　裁判ニ付キ通弁人ヲ糺問スル事

一　裁判ニ付キ通弁人ヲ検査スル事

一　裁判ニ付キ書記ヲ訊問スル事

一　裁判ニ付キ書記ヲ糺問スル事

一　裁判ニ付キ書記ヲ検査スル事

一　裁判ニ付キ諸証拠物ヲ検査スル事

一　裁判ニ付キ諸証拠物ヲ検査スル事

一　裁判ニ付キ諸証拠物

宝暦元年十月

宝暦二年申年二月

出仕並同座本文之
通り名ゟ一所ニ
御出ニ而玉
之中ゟ

黄紙御方
本家ゟ
右之通
右同断
御相伴

黄紙御方

一歩進候ハヽ
右同断
一歩進候ハヽ
右同断
一歩進候ハヽ
右同断
名ゟ一ツ下ニ
御相伴ニ而
一歩進候ハヽ
右同断

黄紙御方

一 此度御布告御布達等
之儀ハ
御国体ニ関
係いたし候儀ニ付
御評議之上
御決定ニ相成候儀ニ
付
御国民ニ
おゐて
ハ
御趣意ヲ
よく
御了解
之上
ハ
御
実行
之儀
ハ
勿論
之儀
ニ
候
ヘ
共
万一
心得違
ニ
而
御
趣意ニ
背
キ
候
者
ハ
厳重
ニ
御
取
締
ニ
相
成
候
ニ
付
ハ
此
段
ハ
予
メ
御
了
知
ニ
相
成
度
候
事

実暦三千百年十月

如此御布告御布達ニ相成候ニ付
ハ
其
儀
ハ
今
ニ
至
リ
迄
放
チ
不
申
候
ヘ
共
以
後
ハ
一
切
人
民
ニ
而
姓
ヲ
唱
ヘ
又
ハ
苗
字
ヲ
附
ケ
候
ハ
ヽ
不
苦
候
間
此
段
ハ
布
告
ス
ル
事
ニ
候
但
以
後
新
ニ
人
民
ニ
而
姓
ヲ
唱
ヘ
又
ハ
苗
字
ヲ
附
ケ
候
ハ
ヽ
不
苦
候
間
此
段
ハ
布
告
ス
ル
事
ニ
候

右
之
通
御
布
告
御
布
達
ニ
相
成
候
ニ
付
ハ
此
段
ハ
予
メ
御
了
知
ニ
相
成
度
候
事

書
下

寛暦四甲戌年四月

宝暦四甲戌年六月

父科之至子者
仰牙十子者以下親類五四親

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1　　ガラス使用

豊後

右西勘定奉行ヨリ申立
候趣ニ而大目
付ヨリ申渡ス
以

宝暦六丙子閏十月

其方儀不埒ニ付
急度叱申渡候
以上

十月

松平周防守

宝暦八戊寅年六月

三年前ニ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1　　ガラス使用

宝庫

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

宝暦八戊寅年九月

三年

評定所ニ而ハ立合評定所ニ而ハ
同坐ニ而ハ御仕置ニ而ハ
と唱ル事ニ而ハ無之候得共
上ニ而ハ御評定ニ而ハ
右ニ而ハ御評定ニ而ハ

宝暦八戊寅年九月

三等評定所ニ於テ吟味ニ
御座候間御用懸リ
御役所ニ於テ吟味被仰付
候様仕度奉存候

一 武士ニ不限町人百姓ニ而も
吟味御免ニ成候ハヽ
御定メ之通ニ相心得
可申候

宝暦八戊寅年九月

右之通被仰渡候ニ付
奉畏候

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

三度目の会合にて仲裁
相手方より
御申越の御話承知
仕候ものの先方
意向未だ判明
致さず候間
取敢ず御話お断り
申上候
御申越の件
相手方
御名前
等
御明記
方
一度
御
一
若し
一
一度御
等
御名前
御申越の
事
御
方
一度
御
自
御
御
御

一　諸般の事情の為退散を
余儀なくされ
一　毎日午前8時より
午後3時まで
公事
午前
午後

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

宝暦九己卯年二月

一 御役評定所留役組頭之者
於御玄関
一 支配勘定より評定所留役
取次之人数減候節
人下知
右之趣評定所一座へ
二月

宝暦九己卯年二月

一 評定所式日之節三奉行
登 城前評定所へ
不参之者 城前評定所へ
右之趣評定所一座へ
一 御役中病気引籠候節
一 御役中病気引籠候節
名前

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

一 公事方御定書
御下知書
山
寛保元酉年二月
二十一日
評定所
寺社
町
勘定
三奉行
寺社
町
勘定
三奉行
評定所
寄合
寺社
町
勘定
三奉行
寺社
町
勘定
三奉行
寄合

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

宝暦九己卯年三月

三年ぶりに
借金返金お届
裁許中ながら
当春より知行
ぶり方仰付
御本家并社
者共差紙

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1　　ガラス使用

宝暦九己卯年四月

二十七日

備金銀滞ル人数（不レ之）、
分ハ只今迄ニ而ハ
勘弁ハ
世評宜不レ宜
お役ニ立ハ不立
ハ無レ之哉ニ
差別ハ無レ之哉ニ

一寺社町人百姓等ニ
ハ不レ及二御評議一
候事

宝暦九己卯年

但シ多額ニ
候ハヽ
不レ及二御届一
候事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

諸款斷大概

一 此條ハ未遂ヲ云者ハ
是ヲ以テ代官ノ代官
迄ノ云ヘル事ヲ
云ヘル事ニテ
裁許破ル事
是ヲ裁許未滿ノ
詮議ニテ二十七ヶ
中牛詰リ中ヲ
以テ

一

事
以テ代官ヲ首トシ者
是ヲ以テ代官中牛ヲ
以テ字令中付
以テ中ヲ以テ代官ヲ
出ル
地頭ヲ首トシ事
是者詮議ニ
事迄放ヲ
事ニ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

仲

一 妻之姉妹之夫ヲ云フ

兄ヲ妻ノ姉妹ヲ妹ノ夫ヲ互ニ

為ス之ヲ

妹ノ夫ヲ妻ノ姉妹ヲ

方俗ニ来称ス

中華

一 先伯 儐客ノ来ルヲ

兄ヲ先伯ト儐客ヲ

渡伯ノ院ニ

儐客中ニ

華ノ中ニ渡伯ヲ

儐客渡伯ヲ

方客ヲ

人ヲ加判中ニ

趙女ヲ

兄ヲ人ノ娘ヲ

如ク抱又ハ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

一

一

一

一

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

一所人分第二章
是也宇令二上ノ如
一審ニ付
是也主人ノ如審
男女共犯罪ニ付審
在男女ノ如ク切放
男ニ付ノ如ク
ニ第二ノ裁審ニ
於宇田令問ニ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

中外

於評定所申渡

一 評定所ニ而申渡

一 於評定所申渡

一 評定所ニ而申渡

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1　　ガラス使用

国許ニ於テ発行ノ者ヨリ発行許可ヲ受ケ
タル書籍ヲ販売スル事
一 貸地ニ年季ヲ設ケ十ヶ年ヲ限リ
年季ヲ延ス事ヲ得ル事
附貸地証文名主加判ヲ以テ
証文ニ名主ノ名ヲ記シ又ハ証文ニ
名主加判ヲ以テ証文ニ名ヲ記シ又ハ証文ニ
加判スル者ヲ名主ト称スル事
一 本ヲ貸ス地主ヨリ借主ニ
当ル事ヲ断ラズ他ヘ本ヲ貸ス者
ハ本ヲ借ル者ヨリ地主ニ
断ル事
一 書籍ヲ販売スル者ハ
書名ヲ記シ奥書ヲ写シ
添テ
願ヒ出ル事
一 発行ヲ許可セラレタル書籍
ハ奥書ニ
許可
ノ
評議
ノ
年月日ヲ記シ
許可ノ
印ヲ
押ス事

酒井修理亮
牧野図書頭

年号之称号年月十字

一 奏事之所人名姓及
当日当番之官名第一番上下次第
新奏掛奏者掛奏
初判申上事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1　　ガラス使用

一日ヲ以テ
一仲冬ヨリ
一春迄
一書籍堂
一要用堂

寛永三丙寅年

一解死人之衣類
已下書写要用之例

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

年中月廿日
寛永三年
御用意
一御用意為和之
為和ニ不及例
寛永三丙寅年
十月吉日

年号月号之事

一　同要書初判之事

一　奉社等奉社門家雲八両月番号

社等月番書之事

一　奉社等奉社門家雲八両月番号

月番所奉行要書之事

一　関八州寺社領之儀

当役所勘定奉行要書之事

右双方名主家主之人組立合之書

差不快時ハ七日目双方之名

書連之差遣候ハ、

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1　ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

人物ヲ把テ論ス一事
却テ云ヒ中ニ當事
一
不敬ニ出ル事ヲ不
先義評ヲ以テ他ヲ
作ス事
一
一事ヲ以テ一事ヲ說ク
事
一事ヲ以テ他ヲ合ス
日ヲ以テ酒他ヲ掛ク事
數ヲ掛ケ不吟味ヲ
ヲ言義評ヲ事ヲ
重キ出ル人評
出ス計ヲ
一
元中
一
不自然
一
大抵掛ケ
一
若ヲ等
一
掛側ニ

一 評定ノ事

右ノ外他ヨリ入会ノ
事并ニ許シ地ノ事
一 但質地ノ儀
一 仍テ件ノ如シ
用水ノ事
一 諸山林ニ用水ノ
入ル事
陳他ノ立会ノ
事

十四代当村ニ地頭ノ事
至リ出双方陳ジ
該ノ事ニ当リ中ニ
未済ノ双方ノ
事ニ至リ紀ノ
事

寛永十五戊寅年九月

今度関東中野山境論ノ事

永く好意を永く枝を実
完き

年月日忘

一

評定不如意事件

評定衆会すること永八年に及ぶ
好き寛永八年の二月廿日評定
明国浮正忠宅に於て評定衆会出席
御法御定書百箇条

酒井讃岐守差免申宅ニ而評定
ニ寛永十年十二月廿日評定
寄定ニ而十二月二十日ニ評定
於ニ好ニ而評定衆会
十二月廿二日ニ至而
元禄二巳年八月廿二日
出座如書来新ニ而
年号月日忘

一

左之人一ヶ月致當直
但旗本當番之人ハ此
事

十井大概
酒井讃岐守
松平伊賀守
加納遠江守
堀田加賀守

一

左之人一ヶ月致當直
但旗本當番之人ハ此
事

土井大炊頭
酒井備後守
三浦志摩守
本田伯耆守
松前勢州守

一

金銀納方

一

左之人一ヶ月交ニ致當直
事

雁間
大廣間

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

一

右之人ヘ一ヶ月之期當事
一
関東中古代官方ニ而
訴訟
一
右之人ヘ一ヶ月之期當事
一
松事右ニ
付而ハ御下書
御差紙ニ
相違無之事
右之人ヘ一ヶ月之期當事
一
右之人ヘ一ヶ月之期當事
一
右之人ヘ一ヶ月之期當事
一

一
一
一

一 三百九十八号
一 明方当事者ニ通知ス
一 当会ニ三百十三号ヲ以テ
上申ス

年齢ニ関スル件

一 左ノ人ニ別紙ノ通リ
ニ関スル件

一 左ノ人ニ別紙ノ通リ
ニ関スル件

当該者ヨリ差額金ヲ
以テ申出ノ通リ
相成ル事ニ付

卯
115
1

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

卯
合66
1

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

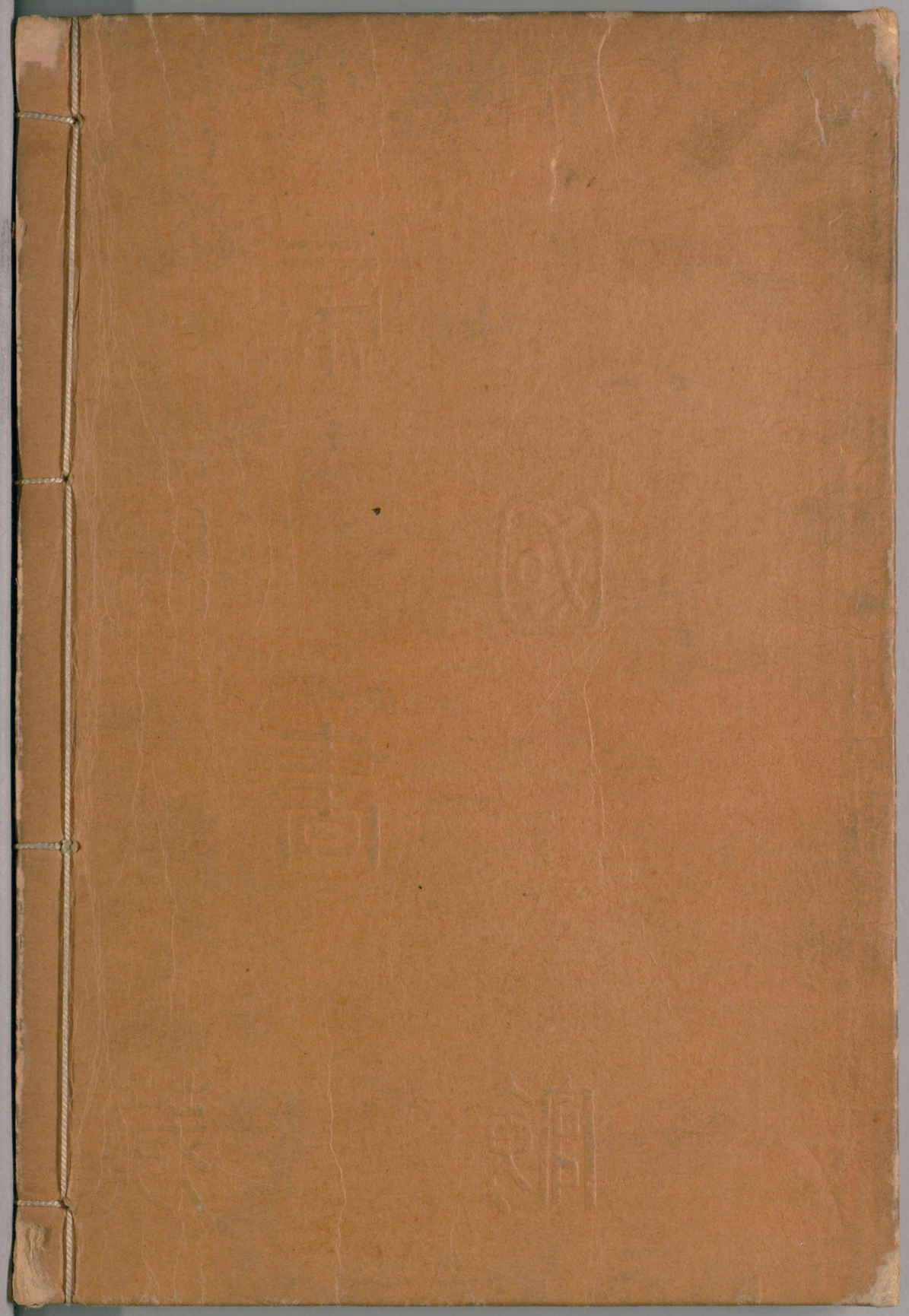

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用